

公売財産明細書(不動産)

売却区分番号	姫25－6		見 積 価 格	4,330,000円
			公 売 保 証 金	440,000円
財産の表示	土地 所在 : 姫路市打越字宮ヶ谷 地番 : 1 7 7 6 番 2 地目 : 宅地 地積 : 3 3 0 ・ 6 1 平方メートル 建物 所在 : 姫路市打越字宮ヶ谷 1 7 7 6 番地 2 家屋番号 : 1 7 7 6 番 2 種類 : 居宅 構造 : 木造瓦葺平家建 床面積 : 9 9 ・ 7 3 平方メートル (不動産登記簿の表示による)			
	公法上の規制			
	都市計画区分	市街化調整区域		
	用途地域			
	建蔽率	60%		
	容積率	200%		
接道条件	東側が幅員約6mの市道に接面している。			
物件の概要	地勢	平坦		
	画地条件	間口約14.0m、奥行約23.0m		
	形状	ほぼ長方形		
供給処理施設	上水道	あり		
	公共下水道	あり		
	都市ガス	なし		
使用状況及び 賃貸借関係等	公売財産の所有者が居住していると思われるが、詳細は不明。			
買受人の資格 その他の要件	国税徴収法第92条、第108条等法令の規定により買受人となることができない者は、買受人となることができません。 その他別に定める「公売の手引き」のとおり			
最寄駅等	バス停「緑台口」停から西方約100mに位置する。			
特記事項	1. 文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれていない。 2. 土壌汚染の可能性は低いものと思われるが、現地での調査は行っていないため、不明である。 なお、不動産鑑定士の調査の範囲内においては、土壌汚染の端緒は確認されなかった。			

注意事項	1. 公売を中止する場合がありますので、入札前にご確認ください。 2. 入札される際には、あらかじめ公売財産の現況等を確認し、登記簿を閲覧するなどした上で行ってください。 3. 国税徴収法第89条第3項の規定による一括換価の方法により公売します。 4. 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。 5. 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、姫路市は、担保責任等を負いません。 6. 姫路市は公売財産の引渡しの義務を負いません。不動産登記上の権利移転のみを行います。 7. 公売財産内の動産の処理については、所有者と協議してください。 8. 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。 9. 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
-------------	---

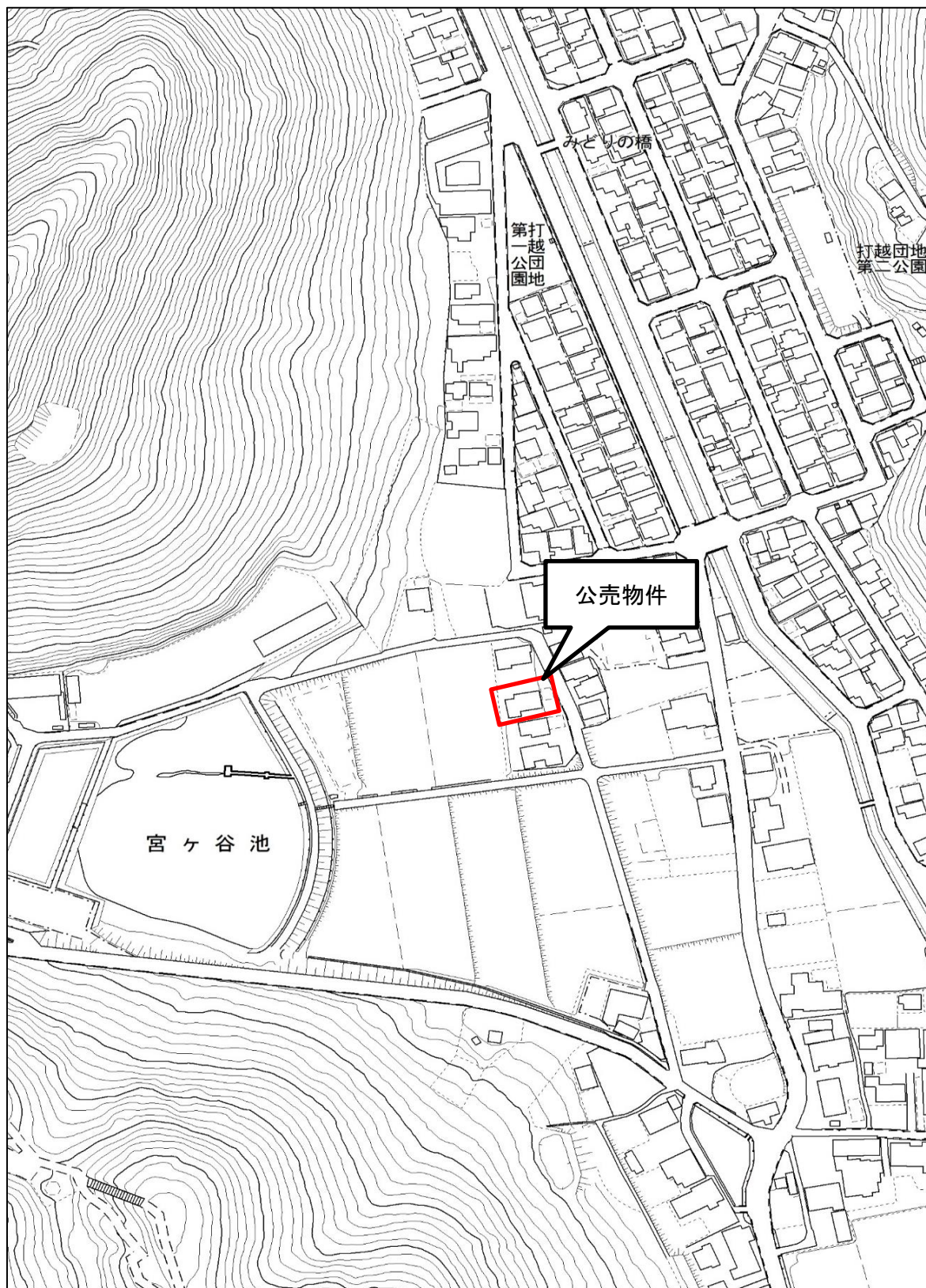
問合せ先

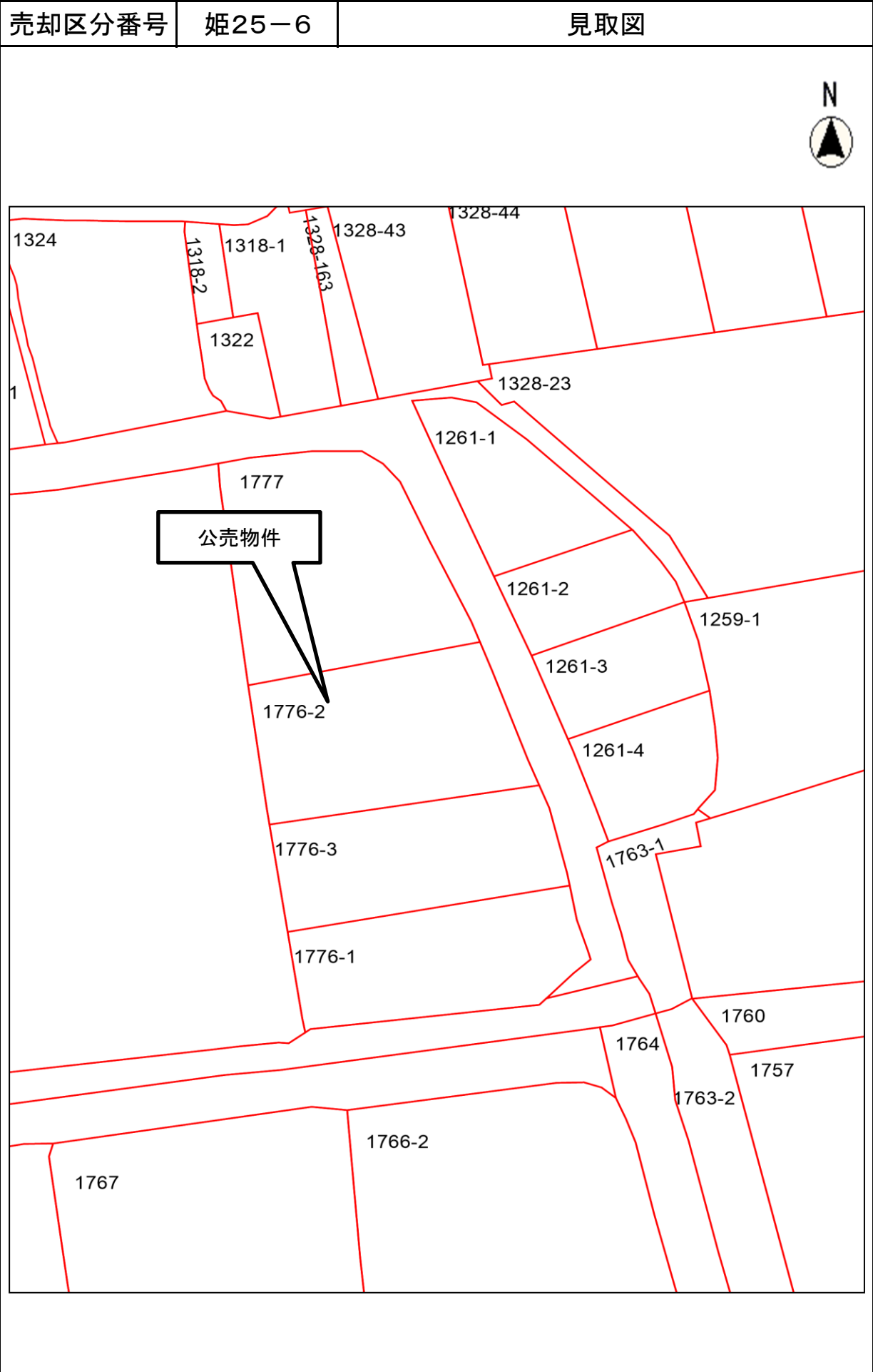
姫路市財政局税務部納税課 電話 079-221-2289

売却区分番号

姫25-6

所在図





売却区分番号

姫25-6

写真



建物正面より撮影。